

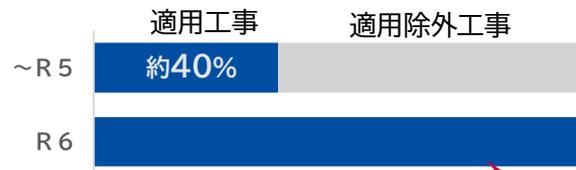
令和6年度週休2日工事の制度改定について

公共工事において更なる週休2日の環境整備を推進するため、令和6年度以降の全工事対象化等、制度の改正を行いました。

1. 対象工事の見直し

管内一円工事、土日休工工事、施工期間が30日未満の工事、当初予定価格が500万未満の工事を新たに**適用対象**とします。

現場閉所、及び交替制いずれにもより難しい場合は例外的に適用除外とできます。
(緊急随契の災害復旧工事は対象外)



約**100%**の工事で適用

週休2日工事		適用除外工事
【現場閉所で発注】 ⇒現場閉所or交替制の選択可	【交替制で発注】 <ul style="list-style-type: none">◆ 連続施工せざるを得ない工事◆ 災害復旧工事(本復旧)◆ 完成時期等の制約あり(交通規制等)	<ul style="list-style-type: none">◆ 現場閉所、交替制いずれも困難な工事(やむを得ない理由がある場合のみ例外的) <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">◆ 管内一円工事◆ 土日休工工事◆ 施工期間が30日未満の工事◆ 当初予定価格が500万未満の工事</div>

新たに適用対象へ

2. 同意・不同意の選択の廃止

令和6年度からの時間外労働規制の適用に向けた取組として、同意・不同意の選択をなくし、**公告対象の全工事で週休2日を実施**します。

週休2日が達成できない場合の工事費の減額、成績評定の減点はありません。

3. 週休2日の施工に関する確認書の提出

下請を含めた労働者の週休2日や賃金等の処遇改善が浸透されるよう、元請及び一次下請に対し、週休2日や賃金を反映した契約を行っている旨の**確認書を監督員に提出**して頂きます。

4. インセンティブ付与の非適用

・**対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、土日休工工事**については、**費用の増額補正、成績評定の加点を行いません。**

・**500万未満の工事**については増額補正を行いますが、**成績評定の加点を行いません。**

5. その他

施工計画書への法定休日と所定休日を記載 → 休日取得計画書を廃止

6. 適用

令和6年3月27日以降に行う契約の申込みの誘引(公告、指名通知及び見積通知)に係る契約を締結した工事から適用